



平成 29 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 下津 弘享
(JASDAQ・コード番号 6840)
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
(TEL. 03-3541-5068)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局に提出いたします平成 29 年 3 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日である平成 29 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 29 年 5 月 11 日付「当社元取締役による不正行為に関するお知らせ並びに平成 29 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の連結子会社であります iconic storage 株式会社（以下「ico 社」といいます。）において、当社元取締役による不正行為（以下「本件」といいます。）が行われていたことが発覚したため、社内調査を行い、その結果、ico 社における各種取引について不正がないか網羅的に確認するとともに、本件にかかる事実関係を客観的かつ正確に把握する必要があるものと認め、外部の第三者による調査を行うべきであると判断し、第三者委員会を設置いたしました。

平成 29 年 7 月 28 日に、第三者委員会による調査報告書を受領し検討した結果、当社グループにおいて、不正行為及び不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。その詳細につきましては、本日別途開示しております、「第三者委員会からの調査報告書の全文開示に関するお知らせ」をご参照ください。

上記の不適切な会計処理の発生原因に関する分析・評価結果を受け、当社の全社的な内部統制について、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日後に発覚したため当事業年度末日までには是正することが出来ませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会の調査報告書において判明した事実関係、不祥事の発生原因及び再発防止策に係る提言を踏まえて、経営体制の見直し、全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み、内部監査体制の整備、再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等、必要な改善及び措置を進め、着実に実施していくことで、内部統制の充実を図り法令遵守の徹底に努めてまいります。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、平成 29 年 3 月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上